

全国間税会総連合会
会長 片岡 直公 殿

国税庁長官官房主任税務相談官
大柳 久幸
(官印省略)

国税相談専用ダイヤルに関する周知・広報について（依頼）

平素から、税務行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国税に関する電話相談については、現在、全国の国税局に設置されている「電話相談センター」において集中的に受け付けているところですが、国税庁では、令和 5 年 11 月から、全国一律の電話番号で「電話相談センター」に直接つながる「国税相談専用ダイヤル」を導入することとしております。

従来、「電話相談センター」を御利用いただく場合、税務署に架電し、音声ガイダンスに従い「1」番（電話相談センター）を選択する必要がありましたが、新たに設ける「国税相談専用ダイヤル」に架電していただきますと、この選択が無くなり、相談する税目の選択のみで「電話相談センター」につながるようになります（別添リーフレット裏面参照）。

（注）税務署にご用の際は、従来どおり、税務署の代表電話におかけいただき、「2」番を選択していただくと、税務署につながります。

税務署窓口等においては、本年 10 月以降、リーフレットの備付けを実施することとしております。つきましては、貴会ホームページ（各都道府県連及び各单位会のホームページを含みます。）においても、本年 10 月以降、リーフレットを掲載するなどの方法により、会員の皆様へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、国税に関する御質問や御相談については、国税庁ホームページのチャットボットやタックスアンサーも充実を図っておりますので、こちらも引き続き御利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

国税に関するご質問・ご相談は

国税庁ホームページで解決！

国税庁 税について調べる



① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、
AI（人工知能）が自動回答します。

- ・ ご質問したいことをメニューから選択
- ・ 自由に文字で入力



チャットボットは
こちらから



チャットボット
(税務職員ふたば)

相談可能税目について

- ・ 所得税
消費税
- の 確定申告
- ・ インボイス制度
- ・ 年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年1月下旬までとなります。

② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な
回答を次の方法で調べることができます。

- ・ 自分に合った状況から探す（質問形式による検索）
- ・ キーワードによる検索
- ・ 税金の分野ごとに調べる



タックスアンサーは
こちらから

国税庁ホームページで解決しない場合には、

「国税相談専用ダイヤル」（電話相談）をご利用ください（裏面）



国税庁 法人番号7000012050002

(R5.10)

電話で解決 

「電話相談センター」へつながります。

国税相談専用ダイヤルへ電話する

0570 - 00 - 5901 ^{コ ク ゼ イ} (全国一律料金)

受付時間 平日8:30～17:00 (土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

※ 令和5年11月1日(水)からご利用できます。

音声案内に沿って、次の「1」～「6」を選択します。
(確定申告期には、「0」確定申告が追加されます。)

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

- ・ 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
- ・ 税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
- ・ 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、**所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください**（「電話相談センター」につながります。）。

税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約**が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください（「税務署」につながります。）。
(確定申告時期の予約については、国税庁HPをご確認ください。)



税務署への電話は
こちらから